

機械設備工事及び電気設備工事に使用する

機器の製作者の登録に関する募集要項

(令和6年4月～令和11年3月)

令和6年4月1日
名古屋市上下水道局
技術管理課長

名古屋市上下水道局では、機械設備工事及び電気設備工事で設置する主要機器について、機器製作者の登録を求めています。つきましては、下記の通り登録募集を行いますので、当局工事にて機器の納入を検討されている製作者の皆様には、事前に申請手続きを行っていただくようお願い申し上げます。

記

1. 登録の方法と提出書類について

機器製作者の登録についての詳細は「機械設備工事及び電気設備工事に使用する機器の製作者の登録に関する要綱」をご確認ください。また、登録手続きに関する詳細は「機械設備工事及び電気設備工事に使用する機器の製作者の登録に関する要領」をご確認ください。

なお、要綱及び要領については名古屋市上下水道局の公式ウェブサイトに掲載しております。
(<http://www.water.city.nagoya.jp/>)

2. 指定品目について

登録を行う機器は、要綱の別表に掲げる機器の品目(以下「指定品目」という。)ごとに製作者の登録を行います。当局の機械設備工事及び電気設備工事において、この指定品目に該当する機器は、登録した製作者の製品を使用することを義務付けています。

3. 申請書類の受付

(1) 受付場所

名古屋市上下水道局 計画部技術管理課

名古屋市昭和区福江二丁目9-30 名古屋市上下水道局福江ビル3F

(2) 受付期間

登録申請書類の受付は、月曜～金曜日（休日を除く）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとしております。

4. 審査期間

申請書類の提出後、技術管理課にて書類の審査や修正指示を行います。その結果、申請書類が正式に受理された場合は、審査委員会による審査を行って、承認された場合は登録が認められます。

申請書類を正式に受理してから、機器製作者の登録の通知を行うまで最長で2か月を要します。

5. 審査結果の通知

申請者には機器製作者登録 審査結果通知書を送付します。なお、機器製作者の登録の有効期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなります。

6. 申請時の注意事項

- (1) 申請者は原則、申請書類をPDF形式でCDまたはDVDに保存して提出してください。
- (2) 申請書類の作成に要する費用は申請者の負担となります。
- (3) 提出された申請書類は返却しません。
- (4) 申請書類は日本語で作成してください。

7. 登録後の注意事項

- (1) 登録された機器製作者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は速やかに当局へ報告しなければなりません。
 - ア 登録された指定品目の機器について設計、製造、検査又は修理に関して不正行為があった場合。※当局以外が発注する公共工事で納入した機器も報告の対象に含む。
 - イ 当局へ納入した機器について、機能や安全性、耐久性等で欠陥を確認した場合。
 - ウ 機器登録の申請時の要件を欠くに至った場合。
- (2) 登録された機器製作者は、要綱の第7条に該当するときは登録の取り消しを行います。また、要綱の第8条に該当するときは登録の一時停止を行います。

以上

【お問い合わせ先】

名古屋市上下水道局 計画部技術管理課
TEL:052-889-4794